

特別団体扱特約条項 目次

第1条	特約の適用範囲	第7条	特約の消滅
第2条	契約日の特則	第8条	特約が消滅した保険契約の取扱
第3条	契約日前の事故	第9条	主約款の規定の準用
第4条	保険料率	第10条	変額保険または積立利率変動型終身保険に適用した場合の特則
第5条	保険料の払込方法〈経路〉	第11条	がん保険等に適用した場合の特則
第6条	保険料領収証		

特別団体扱特約条項

(昭和56年2月13日制定)

(平成21年4月2日改正)

(特約の適用範囲)

- 第1条 この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」という。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者または被保険者が10人以上いる場合、または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が10人以上いる場合に、その団体を通じてこの特約の適用を申出たものに適用します。
- 2 前項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

(契約日の特則)

- 第2条 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約年齢が変更される場合など会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

(契約日前の事故)

- 第3条 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料率)

- 第4条 この特約を適用する年払保険契約、半年払保険契約および月払保険契約の保険料は別に定めた特別団体扱保険料率とします。

(保険料の払込方法〈経路〉)

- 第5条 保険契約者は、第2回以後の保険料を団体を経由して払込んでください。この場合には、会社は、団体から払込まれた時に、その保険料の払込みがあったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納の取扱いをしません。

(保険料領収証)

- 第6条 団体から保険料が払込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の消滅)

- 第7条 次の場合には、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
(2)	特別団体取扱契約が解約されたとき
(3)	保険料の払込を要しなくなったとき
(4)	保険料の自動振替貸付が行われたとき
(5)	団体に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月（月払の契約の場合は3か月）を経過してもなおそれを補充できなかったとき

(特約が消滅した保険契約の取扱)

- 第8条 この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(変額保険または積立利率変動型終身保険に適用した場合の特則)

第10条 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、変額保険（定期型）または積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

(がん保険等に適用した場合の特則)

第11条 この特約ががん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用されている場合には、次の各号の取扱いをし、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

号	がん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用した場合
(1)	この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約年齢が変更される場合など会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。
(2)	主約款に定める保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて死亡給付金等の支払事由（がん入院保険の場合、がん以外の事由による被保険者の死亡）または保険料の払込免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、死亡給付金等（がん入院保険の場合、責任準備金）の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
(3)	第1号の規定にかかわらず、がん給付の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算するものとします。